

栃木県 最低賃金

平成28年10月1日

から改正されます!

現在 時間額 751 円

改正後

時間額

775 円

- ◆ 栃木県内で事業を営むすべての使用者及び事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- ◆ 最低賃金以上の賃金を支払わない場合には、罰則が定められています。
- ◆ 次の賃金は、最低賃金に算入しません。
 - ① 臨時に支払われる賃金
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ③ 時間外・深夜・休日労働に対して支払われる賃金
 - ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当



詳しくは、**栃木労働局労働基準部**
賃金室

電話

028-634-9109

又は、最寄りの労働基準監督署まで